

令和3年8月17日

評価機関代表者 各位

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中の訪問調査の実施について（通知）

福祉サービス第三者評価事業の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度における緊急事態宣言中の受審事業者への訪問調査に関しましては、別添の令和2年8月28日付け2神社協福第642号の通知に基づき実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

緊急事態宣言中の評価調査活動についても、評価機関認証要綱に基づき、確実に実施していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

現行の宣言については、9月12日までの延長が予定されることから、各評価機関におかれましては、宣言中の訪問調査の実施に関して、早い段階から受審事業者と協議を重ねながら、まず訪問調査日程の宣言明けへの調整、調整が難しい場合は、受審事業者が納得できる訪問調査に代わる手法を説明の上、双方の合意により実施してください。

なお、受審事業者と協議の上、訪問調査に代わる手法を用いた場合においても、評価結果報告書の提出期限は令和4年4月30日で変更がないことを改めて申し添えます。

<福祉サービス第三者評価機関認証要綱>

第5条

(1)～(9)略

(10) 評価機関は、原則として次に掲げる評価調査を実施すること。

ア 事業者調査

(7) 状況調査

事業所の運営状況を示す文書による調査

(イ) 自己評価調査

評価機関が定めた評価項目による、事業所自らが実施する調査

(ウ) 訪問調査

推進機構が定める評価基準による、複数の評価調査者が事業所を訪問し、実施する調査

イ 利用者調査

評価機関が定めた評価項目による、利用者や家族に対するアンケート又はヒアリング調査

※コロナ禍に関わらず、訪問調査・利用者調査は実施することが評価機関認証の要件です。訪問調査に代わる手法で実施する場合は、受審事業者が受審効果を実感できるよう、より丁寧な評価機関の対応をお願いします。

事務担当は、福祉サービス推進部
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
TEL045-290-7432 FAX045-312-6302
E-mail daisansya@knsyk.jp